

呉市立地適正化計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成する、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成するに当たり、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、呉市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することについて定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画の検討・策定に関する意見交換を行うものとする。

(開催期間)

第3条 委員会の開催期間は、第1条に規定する目的が完了するまでとする。

(委員等)

- 第4条 委員会の委員は、第2条に規定する所掌事務に関し知見を有する学識経験者、関係機関、関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名により定める。
 - 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(運営)

- 第5条 委員会は、市長が招集し、議事の運営は委員長が行う。
- 2 委員長が議事に出席できない場合は、副委員長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 委員会の会議に委員又は第4条第3項の委員以外が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金等を支払うことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合又は非公開にすべき情報が含まれている場合は、会議の公開をしないものとする。

(会議の傍聴)

- 第8条 会議の傍聴を希望する者は、開会前に傍聴申込手続を完了した上、係員の指示に従い入場しなければならない。
- 2 傍聴人の定員は、10名とし、先着順によるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(議事の公表等)

第10条 都市計画課は、委員会の委員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）を市ホームページ等により公表する。

2 委員は、委員会で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年10月3日から実施する。